

子供の事故等の防止に向けた平成 29 年度の取組について

平成 29 年 3 月 28 日

子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議決定

I 目的

我が国では、窒息や溺水、転落を始めとする事故等によって、14 歳以下の子供が毎年 300 人以上亡くなっている。こうした死亡事故の中には、事故情報の共有を図り保護者等の事故防止意識を高めることや、子供の事故防止に配慮された安全な製品の普及等によって防ぐことが可能な事故も多数ある。

こうした防ぐことのできる事故を可能な限り防止するために、関係府省庁が連携し、「子どもを事故から守る！プロジェクト」（消費者基本計画 平成 27 年 3 月 24 日閣議決定に基づくもの）を推進する。平成 29 年度は以下の各種取組を実施する。

II 子供の事故防止に向けた取組の推進

（１）保護者と子供に向けた周知・啓発

①ウェブサイト、メール、SNS による情報発信

- ・子どもを事故から守る！プロジェクトウェブサイト、子ども安全メール、Twitter、Facebook（消費者庁）
- ・健やか親子 21 ホームページ、Twitter、Facebook（厚生労働省）
- ・こちら、製品安全情報局 Facebook（経済産業省）
- ・学校安全ポータルサイト「文部科学省×学校安全」（文部科学省）
- ・学校安全 Web（文部科学省、日本スポーツ振興センター）

②啓発資料による周知活動

- ・子供の事故防止ハンドブック（消費者庁）
- ・救急車利用についてリーフレット、救急事故防止リーフレット乳幼児編（消防庁）
- ・学校向けリコール製品リーフレット（経済産業省、消費者庁）
- ・公園遊具の安全利用に関するパンフレット（国土交通省、日本公園施設業協会）
- ・建物事故予防ナレッジベース（国土交通省、国土技術政策総合研究所）

③その他

- ・「子供向けの製品安全教育」等、消費者教育事業（経済産業省）
- ・「海上安全教室」等、海の安全推進活動（海上保安庁）
- ・「河川水難事故防止週間」を中心に、関係機関と連携し、水難事故防止に関する啓発活動を実施（国土交通省）

（２）施設等での事故防止に関する指針等の周知

①教育・保育施設

- ・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等（内閣府、厚生労働省、文部科学省）
- ・「学校事故対応に関する指針」（文部科学省）

②公園、遊戯施設、公共施設

- ・「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（国土交通省）
- ・「商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン」（経済産業省）
- ・「プールの安全標準指針」（国土交通省、文部科学省）

（３）収集された事故情報の活用

- ・事故情報データバンク（消費者庁）

※事故情報データバンクの参画機関は次のとおり。

- PIO-NET、製品評価技術基盤機構（NITE）、厚生労働省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、日本スポーツ振興センター、日本司法支援センター
- ・特定教育・保育施設等における事故情報データベース（内閣府、厚生労働省、文部科学省）
- ・独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）事故情報データベース（経済産業省、NITE）
- ・学校事故事例検索データベース（文部科学省、日本スポーツ振興センター）

<参考> 日本小児科学会 Injury Alert（傷害速報）

（４）安全な製品の普及

- ・PSC マーク等、消費生活用製品安全法による規制（経済産業省）
- ・キッズデザインの取組、キッズデザイン賞受賞製品の普及（経済産業省）

（５）その他

- ・消費者安全調査委員会の意見への対応（消費者庁、各府省庁）

※「消費者安全法第 23 条第 1 項に基づく事故等原因調査報告書 平成 23 年 7 月 11 日に神奈川県内の幼稚園で発生したプール事故」（平成 26 年 6 月 20 日）

「消費者安全法第 23 条第 1 項の規定に基づく事故等原因調査報告書 子供による医薬品誤飲事故」（平成 27 年 12 月 18 日） 等

Ⅲ 関係府省庁間の連携の推進

効果的に子供の事故防止に向けた取組を周知・啓発するため、以下の「周知・啓発方針」を定め、関係府省庁は本方針に沿って緊密に連携して各種取組を進めていく。

- (1) 対象年齢やテーマが関連する注意喚起等について、関係府省庁が共有を図り、連携した消費者向け広報活動を実施する。
- (2) 他府省庁が作成する啓発資料の配布や周知ルートについて共有する。
- (3) 関係府省庁間の子供の事故情報の共有促進を図る。

「周知・啓発方針」に基づく、周知・啓発活動を実施することにより、情報周知先の拡充、情報発信の集約化といった効果も期待される。

Ⅳ 平成 29 年度の広報計画

＜具体的な取組＞

- ・ 子供の事故防止週間（5 月第 4 週 関係府省庁）
- ・ SNS（Twitter など）の新規アカウントを開設し、子供の事故防止に関する情報発信（通年、関係府省庁）
- ・ 人口動態調査及び事故情報の分析結果に基づく注意喚起（通年 消費者庁、独立行政法人国民生活センター）
- ・ 乳幼児突然死症候群（SIDS）対策強化月間（11 月 厚生労働省）
- ・ 製品安全総点検月間（11 月 経済産業省）
- ・ キッズデザインの取組（キッズデザイン賞の募集と審査：3 月～9 月、研究会やイベント：年数回 経済産業省、キッズデザイン協議会）

Ⅴ 今後の運営について

今後は、「消費者基本計画」（平成 27 年 3 月 24 日閣議決定）に基づき、平成 31 年度まで、年 2 回程度会議を開催し、取組の実施状況と次年度の取組方針を確認する。

【参考】子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議開催状況

平成 28 年 6 月 7 日

第 1 回会議 キックオフ（問題意識の共有等）

平成 28 年 11 月 2 日

第 2 回会議 関係省庁から取組事例等の報告、消費者庁の分析結果の報告

平成 29 年 3 月 28 日

第 3 回会議 今後の取組方針の確認